

平成25年度第1回宮城県生涯学習審議会

日 時：平成25年7月19日（金）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：県庁行政庁舎11階 第2会議室

平成25年度第1回宮城県生涯学習審議会 議事録

1 日 時 平成25年7月19日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 第2会議室

3 出席者

(1) 委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ・赤間 裕子 委員 | ・五十嵐りか 委員 | ・伊藤 誠 委員 |
| ・猪股 洋文 委員 | ・兼平 敏子 委員 | ・櫻中 辰則 委員 |
| ・佐藤 幸也 委員 | ・佐藤 直由 委員 | ・鈴木 悟 委員 |
| ・中地 文 委員 | | |

(2) 事務局

- ・三浦 正之 生涯学習課長
- ・佐藤 新一 社会教育専門監
- ・高橋 正隆 副参事兼課長補佐(総括担当)
- ・金野さよ子 課長補佐(生涯学習振興班長)
- ・内馬場みち子 主幹(生涯学習振興班)
- ・大沼 浩二 主幹(生涯学習振興班)
- ・遠藤 靖道 主査(生涯学習振興班)

4 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 協議

イ 国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」について

ロ 「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」の取組状況について

(イ) 家庭, 地域における具体的方策

(ロ) 公立図書館等における具体的方策

(ハ) 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画策定スケジュールについて

(4) その他

(5) 閉会

○司会

定刻でございますので、ただ今から平成25年度第1回宮城県生涯学習審議会を開会いたします。

はじめに、4月に人事異動がありましたので、遅くなりましたがここでご紹介させていただきます。

生涯学習課長、三浦正之でございます。

○三浦生涯学習課長

4月に保健福祉部からまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

続きまして社会教育専門監、佐藤新一でございます。

○佐藤社会教育専門監

栗原地域事務所からまいりました。4月からお世話になっております。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

生涯学習振興班の班長、金野さよ子でございます。

○金野生涯学習課課長補佐

保健福祉部子育て支援課からまいりました。よろしく願いいたします。

○司会

同じく生涯学習振興班、遠藤靖道でございます。

○遠藤生涯学習振興班主査

遠藤と申します。よろしく願いいたします。

○司会

以上でございます。

それでは、佐藤直由会長様からごあいさつをいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤会長

皆さん、こんにちは。5月の予定が7月に延びましたので、長い期間皆さんにお会いで

きなかったのは大変残念でした。

今日から新しい年度になりましたけれども、委員は継続でございます。いよいよ今年度は第三次みやぎの子ども読書推進の施策のために、ここでの議論を持ち上げていきたいと考えております。いろいろ資料が出てくるかと思えます。なかなか大変ですけれども、資料に目を通していろいろな意見を出していただいて、一次、二次をも上回る、より良い、新しい推進計画を立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会

どうもありがとうございました。

本日は審議会委員の皆さんが全員そろっておりますので、生涯学習審議会条令第6条第2項の開催要件である、「委員の半数以上の出席」を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の配付資料につきまして、ご確認させていただきたいと思えます。

まずはじめに、A4版1枚物の次第でございます。次に資料1ということで、「国の第三次『子ども読書活動推進基本的計画』について」でございます。資料2は、A4の冊子状になっております。国の「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」でございます。次に、資料3は「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」ということで、本日ご報告させていただき部分の抜粋編でございます。続きまして資料4ということで、こちらはA3版になっております。『第二次みやぎ子ども読書活動推進計画』における県の取組状況について。最後に資料5ということで、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画策定スケジュール」。以上、資料が5つほどございます。

次に、情報公開条令第19条で、県の附属機関の会議につきましては、原則公開としております。本審議会につきましては、公開することにより公正かつ円滑な運営に支障をきたす事案も認められませんので、公開により審議を進めさせていただきます。

なお、発言の際には挙手の上、議長の名指後にご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、引き続き会議を進行してまいります。生涯学習審議会条令第6条第1項に、会長が会議の議長となることとされておりますので、今後の進行は佐藤直由会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤会長

どうもありがとうございました。

では、さっそく本日の協議事項に入ります。お手元の次第のほうに、協議事項が大きく3つ掲げられています。(2)のほうが「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」の取組状況の報告になります。

では、最初に(1)。ようやく国の基本計画が出ました。「国の『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』について」、資料1と2でございます。これについて事務局から

説明をお願いしたいと思います。

○事務局

着席したまま説明させていただいてよろしいでしょうか。

○佐藤会長

はい。

○事務局

それでは、国が作成した概要資料を基にご説明いたします。資料1をお手元にご準備いただき、2ページをお開きください。ページにつきましては、小さいですけれども資料の右下に振っております。

国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」につきましては、平成20年度から24年度の5年間を計画期間とした第二次基本計画期間における成果や課題、さらには第二次基本計画策定後の情勢の変化——具体的には平成22年を国民読書年と定めたことや、図書館法の改正、新学習指導要領の全面実施、電子書籍の出版といった子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成25年度から29年度のおおむね5年間を計画期間として策定されております。

2の「現状と課題」にありますとおり、二次の計画期間における取組を通じて、図書館の数や児童への貸出冊数の増加、読解力の向上など、一定の成果が見られたところですが、課題としましては、1カ月に1冊も本を読まない子どもの割合である不読率については、学校段階における差が依然として大きいこと、子ども読書への取組については、地域間の取組の差が大きいことの2点を、主たる課題としてとらえているところであります。

これらの課題への対応として、3の「基本的方針」にありますように、①「家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組」、②の「子どもの読書活動を支える環境を整備」、③の「子どもの読書活動に関する意義の普及」を柱として、子どもの自主的な読書活動の推進を図ることとしております。

資料の右半分をご覧ください。推進体制としまして、国では、関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携をさらに強化し、これらの機関の活動が円滑に行われるよう、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供することとしております。

また、先ほど申し上げました大きな課題の1つである不読率の改善に向け、今後10年間で不読率を半減させることを目標とし、本計画ではおおむね5年後に小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は26%以下とすることを明確に示しております。

参考までに、宮城県は現在小学生が10.4%、中学生が14.6%、高校生が40.6%となっております。こちらは24年の9月の1カ月間の読書の状況を調べたものということです。

併せまして、読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことが必要との見解も示されております。

次に、地域における推進体制として、子どもの読書活動については地域間の取組の差が大きいとの課題を踏まえ、国と都道府県が、市町村における「子ども読書活動推進計画」を本計画期間中に市は100%、町村は70%以上策定することができるよう促していくこととし、明確な数値目標を掲げております。

宮城県ですが、市は92.3%です。残りは栗原市となっておりますが、現在、今年度末を目標に準備を進めていただいているところです。市町村につきましては、36.4%となっております。

なお、この推進体制の中で、不読率の改善と市町村推進計画の策定率の向上について具体的な数値目標を掲げたことが、国の三次計画における最大の特色ということになっております。

続きまして、3ページをご覧ください。国の基本計画では、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校といった、それぞれの領域における役割と取組を示しております。

まず、①の「家庭」における子どもの読書活動を推進していくためには、何と云っても保護者が、家庭での読書の習慣づけに積極的な役割を果たしていくことが必要としております。具体的取組としましては、読み聞かせの楽しさや読書の重要性について保護者の理解促進を図ることや、乳児検診等において読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す、ブックスタートなどの取組が行われることが望まれております。

次に、「地域」における子どもの読書活動の推進には、図書館が重要な役割を果たしていることとし、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や子ども読書活動に関する情報提供、学校図書館との連携強化、ボランティア活動の推進といった取組のほか、図書館の機能強化として、公立図書館が設置されていない市町村における設置に向けた積極的な取組や、昨年12月に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえて、図書館が子ども読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう、移動図書館の活用や情報化の推進、障害のある子どものための整備・充実などに努めることとしております。

さらに、平成20年の図書館法の改正により、「図書館の運営状況に関する評価を行い、その結果に基づき必要な改善に努めること」とされていることから、運営状況に関する評価等の実施について新たに明記されているところです。

続きまして、「学校等」における子どもの読書活動の推進につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園において、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動が積極的に行われることが期待されております。

認定こども園につきましては、まだなじみのない言葉かもしれません。18年度に制度化されておまして、幼稚園と保育所、両方の機能を兼ね備えたこども園ということになっ

ております。

続いて、「小学校、中学校、高等学校等」です。こちらは、平成20年、21年に公示された学習指導要領において、「学校図書館の計画的な利活用を図り、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実に配慮する」とされていることを踏まえ、全校一斉読書活動や児童・生徒による図書紹介などの活動を通じて読書習慣の確立を図ることや、読書指導の充実により、読書の幅を広げる取組の実施を促すこととしております。

また、学校図書館の機能強化を図るため、平成24年度から28年度までを期間とする新たな「学校図書館整備5か年計画」が策定され、図書等の購入に対して総額約1000億円の地方交付税措置が講じられていることや、学校図書館への新聞配備のために総額約75億円の地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、「本計画期間中にすべての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す」ということが明記されております。

さらに、平成24年度から学校図書館担当職員——いわゆる学校司書の配置について新たな地方交付税措置が講じられていることから、なおいっそうの配備充実に努めていることや、資質向上に向けた研修の実施などの取組について期待されているところです。

このほか、資料4、5に記載のとおり、民間団体の活動に対する支援や、4月23日の「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進を図ることとしております。

以上、国の「第三次子どもの読書活動推進基本計画」の概要について、ご説明申し上げます。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

今、主として資料1に基づいて、国の「第三次子どもの読書活動推進基本計画」の概要等について、第三次として特色的なところの紹介等をしていただきました。詳しくは、資料2に基本的な計画として示されています。

今日、初めて見ますよね。(笑)

たぶん、ほとんどの委員の方は今日初めて見るものなので、一番見やすいのは、今、説明いただいた概要版になります。文言等では、資料2に詳しく掲載されています。

今の説明と、資料をざっと見たところで、何かご質問等はございますでしょうか。

資料2には、この概要に出ている数値目標的な具体的な数字というのは、出ているんですか。

○事務局

はい、出ております。

○佐藤会長

出ている。

○猪股委員

質問いいですか。

最後の3ページのところで、交付税措置のことが出てきます。3ページ目の③「学校等」の真ん中辺りからです。

「学校図書館の資料、設備等の整備・充実」ということで、24年度から28年度まで、5カ年計画で地方交付税措置がなされているということです。すいません、私は勉強不足で今初めて気付いたんですが、実際、宮城県では24年度、25年度、このことによって各自治体で図書の数が増えたとか、あるいは司書の数が増えたとか、充実したといった変化というのはあるんでしょうか。

○事務局

学校の取組につきましては、実は今、庁内のワーキングというのを設置しております、今回の委員会の中でご報告させていただこうとしておりました。その数字についてはこれから把握させていただくことになっておりますので、今日、すぐに申し上げることができません。申し訳ないのですけれども、次回お知らせしたいと思います。

○猪股委員

私は町長になってそれほど長くないものですから、ほかの町長さん方はおわかりなのかもしれません。

村田はどうなんですか。村田町さん、教育委員会では実際に交付税措置がなされていることによって、図書館を充実したり、新たに司書を雇用したり、そういったことというのはやってきていらっしゃるのでしょうかね。

○櫻中委員

基本的には、図書司書等は設置はしていません。

○猪股委員

おっしゃるとおり、交付税措置というのは、ある意味では非常にフuzzyな部分です。ですから、実際、この金が教育委員会にそのまま予算化されているかということ、実はほとんどの自治体はそうではないんですよ。ですから、交付税措置がなされていることをわかっていても、「交付税措置されているから新たに雇いましょう」とか、「図書費を増やしましょう」とかいうふうにはたぶんなっていないのではないのかなと。たぶん、そうじゃないかという前提で私はお話をしているのですけれども、やっぱり村田町さんも実際にそうでしょうかね。

○事務局

今、町長さんおっしゃいましたけれども、一般的にはおっしゃるとおり。交付税ということになると、補助金と違います。補助金ですと目的がある。それを購入するため、それを用立てるためにお金が来るというシステムになります。交付税ですと、あくまでも算定基礎に入って交付税は来ますけれども、「使い方は各自治体のほうにお任せします」というのが、基本的な流れになってくるかと思うんです。ですから、色が着いていませんので、本当に来ているかどうかというのもわかりづらいですし、来てもどのように使うかというのは、いろんな裁量場面が出てくると。それが正直なところなのかなと思います。

○猪股委員

私が言いたいことは、実はこれは意味がないということなんです。ここで言うことではないと思いますが、今言ったように、交付税がドンと町にくるわけですけども、これは色が着いていないんですよ。「この部分はこれに使う」「これに使う」と、使途まで指定されてはいないんです。算定基礎としてこれが入っているというだけで、実際にこの分の金が真水で入ってきているわけではない。ですから、町としては「算定基礎として入っているから、これを教育委員会に付けましょう」とか、「図書館の充実に使いましょう」というふうには現実的にはならないんですよ。これでは財政的な裏付けがないので、「図書を充実させましょう」とか、「新たに司書を雇いましょう」というふうにはならないということなんです。肝心の財源措置がない。言葉だけ。きちんとかういうところに補助金なりを出していただかないと、国で計画を立てても、おそらく各市町村として充実させることは難しいだろうということを言いたいんです。

○佐藤会長

ありがとうございます。

地方交付税措置とは何かという話になってくると思うんですけども、これはなかなか難しいところもある。国としては、地方交付税として措置を講じているんですけども、この計画書の中では「図るための取組を行うことが期待される」という文言なんです。だから、「交付税は出す。できればそれを使ってしてくださいよ」と、書いてあるのは期待だけなんですよね。これがそのまま学校の図書の充実の予算に行くかどうかは、また別問題になってしまうと。

○佐藤副会長

今、大変素晴らしいご指摘がなされた。今のような議論というのは、なかなかしづらいです。実態としては猪股委員さんや櫻中委員さんがおっしゃったとおりでと思います。

そこで、こちら宮城県生涯学習審議会として、真水も含めた財源、税的の措置がない中で、国の意図として数値化目標を出して評価することについては、そう簡単なものではない

ということ、われわれは踏まえておいたほうがいいのではないのでしょうか。単純に、行政評価で「生涯学習審議会ではこういうふうに計画を作った。実態はどうだ」というふうな言われ方をすると、それぞれの現場で一生懸命働いておられる方々の誠意や努力が酬われぬような点も出てまいります。

したがって、今の財源の問題と数値目標、評価ということについては、一定の留保付きで。しかしながら、私たちの中では了解を持って、できるだけ県民の皆様にご理解いただけるような形の、実効性のあるような施策を出すべきだろうというふうに考えます。

○佐藤会長

ありがとうございます。

地方交付税の問題はいろいろあるんですけども、使途として、このままのものが子ども読書活動推進としてあるかどうかはまた別問題だということですね。ただ、だからといっていいというわけではなくて、今、副会長が言ったように、審議会としてどういうふうにそれを考えるか。そういうことまで踏み込んで議論してもいいのではないか、ということでもあるわけです。

○佐藤副会長

事実を踏まえた上でやらないと、進まないということです。

○佐藤会長

概要のほうでは数値目標が具体的に書かれているんですけど、国の施策としてはずるいところがあるんです。資料2の2ページの最後の3行に書いてありますが、「なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない」という逃げ道を作っている。最初に断っている。「数値目標はあるけど、義務ではないよ」という言い方をしておいて、評価をするとすると、たぶんこの数値目標にどれだけ近づいたか辺りが問われてしまう。そこがたぶん矛盾するところだと思います。そういったことも踏まえて、推進計画をどうしていくかということも考えていく必要があるかと思います。

ほかに何か……。

○鈴木委員

不読率がすごくクローズアップされているんですが、私の高校生を見ている実感とずいぶん掛け離れているなというふうな思いでいます。

本というのは何なのか。1冊というのはどういう意味なのか。意味がよくわからないところがあるんです。出典が読書調査とあるので、この質問項目を教えてください。

私の実感では、生徒たちは結構評論を読んだりしていて、こんなに読んでいないわけではない。「夏目漱石を1冊読んだか」みたいな質問だったら、「読まない」と答えたかもしれないけれども、私のところの高校生もチョコチョコ読んでいる。私の印象とちよつと離れているんです。繰り返しになりますが、資料1の質問文はどのような意味で聞いているかを教えていただけないでしょうか。

○事務局

国が三次計画の資料として不読率を挙げている調査の基礎は、今お話しいただきました毎日新聞が行っている読書調査がベースになっております。

ご質問にありました「対象になっている本とは何か」ということですが、この読書調査では「いわゆる書籍、図書を何冊読みましたか」という質問になっておりますので、雑誌などは除かれているという質問の形になっております。

それから、もう1点ご質問をいただきました。「最後まで読み切ったのか」ということについては特に注釈はないんですが、「何冊読みましたか」という質問になっておりますので、「最後まで読み終わったのは何冊ですか」という質問と理解しております。

○鈴木委員

書籍に漫画は入っていますか。

○事務局

漫画は入っていません。

○佐藤副会長

今、担当の方から回答がございましたけれども、それについて。

具体的にどの調査、どこどこの会社とかいうのは思い出すことはできませんが、鈴木先生がお感じになっているところは確かにそうだろうと。古川高校という、いわば地域の名門校の生徒では、そういうことが言えるだろうと思います。けれども、必ずしもそうでないような高校もあるわけです。学力格差、教育格差というものが、実はこういった読書格差ともかなりの関連性が見られるというふうに考えられております。

たとえば、先ほどの鈴木先生のご質問の中で「どんな本か」と。これは、先ほどの説明の中にあつた質の問題に関わることです。確かに、携帯小説とかアニメのようなものが、圧倒的に読まれている。ただし、一定程度クラシカルなもの、古典的なものを読む層はいるんです。しかし、それは多いわけではないというふうに言っているのではないのでしょうか。

不読率ということで言いますと、今は大学生でさえほとんど読んでいないわけですから、この53.2%というのは、僕からするとむしろ高い数字に見えてしまいます。なおかつ、そ

の中身については、今申し上げたようなことであるということでもあります。

きのう、仙台一高の集まりがあって見ていたんですが、受験指導を一生懸命にやっているようなところは、社会科や国語の先生が小論文対策とかに関連して評論などを読んでいる。先生のご実感のように、おそらくそういうケースというのは考えられます。もっと古典的な意味で、自らの意欲を持って本当にこの本に接したいという形で本を読んでいるかどうかというのは、もう少し掘り下げた調査が必要かと思います。これについては今回の資料の中には出ていないので、議論は差し控えるべきかなというふうに思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。

内馬場さんは、前にもいろんなデータを紹介されています。前の資料の中にも読書率調査のことが出ていますので、それをひっくり返してもらいたいと。それと、この国のものは全国学校図書館協議会の読書調査に基づいたデータになっているので、実際にそれがいったいどういった質問であったかという辺りも、見てみる必要があるというふうに思います。

○事務局

先ほどの補足をさせていただきます。具体的に、どういう質問をしているかということです。

まず、5月です。「5月の1カ月の間に、本を何冊ぐらい読みましたか。借りて読んだ本も含めてください」ということです。「ただし、教科書とか学習参考書、漫画、雑誌や付録を除く」となっております。

質問の内容としてはそういったものです。

○佐藤会長

借りれば1冊。こんなことを言うては何ですが、だから学校の調査も貸し出し数で、読んだかどうかではないんですね。貸し出し数とかでやっている。冊数とか、図書室の本の貸し出し数。だから、実際の読書かどうかというのは、また違うかもしれないです。

○佐藤副会長

小学校の不読率が異常に低いのは、別な考え方をすると学級文庫・学級図書があって、毎月のように図書室が入れ替えをしている。借りたことになっているわけですね。そういうことを考えるかどうかということですけど、中地先生、この辺の詳しいところをひとつお願いします。

○中地委員

実際に学生などの話を聞きますと、小学生のころはカードがもらえてポイントが付いたと。それがうれしくて、借りてポイントをためたと。「本当は読まずに返すことが多かった」なんていうのが、小学校・中学校時代の思い出を書かせると出ます。そういうことが反映される場合もあることを思うと、調査というのはなかなか難しいのかなというふうには感じてしまいます。

そんなところでしょうか。

○櫻中委員

参考までに、私の町では小学生の場合、読み聞かせのボランティアから始まります。読解力が低いと、読む力がなければ、たとえば受験等で出題されても何を問われているかということがわからない。先ほどの本を読む意味というのは、たぶんその辺から「読書は大切なんだよ」ということだと思えます。

小学生の場合は、たぶん15分くらいの朝の読書の中で、全員が本を読み切っていくのではないかなと思います。また、うちの町にある村田高校では、読解力不足ということで、先生方ががんばって朝の読書の時間を設けているということがあります。このような取り組みでも、不読率が低くなっているのかなというふうに思います。

読書というのは何のためにやるかということが根底にあると思います。宮城県として、本を読む理由といったことの話からしないといけない。何冊読んだとかいうようなことではないのではないかなというふうに感じております。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。

3月に中地先生からご報告いただきましたけれども、そのときも質の問題が出ました。読書は必要で、その質をどう考えるかと。これから議論していく上でも、学校における読書率だけの問題ではなく、読書の質の問題を宮城県としてどう進めていくかということも検討していく必要があると考えていますので、その辺についても先生方のご意見をお伺いしたいと思います。

○伊藤委員

資料3ページにいきます。先ほどご説明いただいた中の、④の「民間団体等」のところですね。その中の菱形の2番に、「民間団体等の活動支援」ということで「子どもゆめ基金」というのがございます。この「ゆめ基金」は、読書とか体験活動といったものに助成するというのはわかっているんですが、県内ではどの程度の団体さんがその「ゆめ基金」を活用して、読書活動の推進にどのくらいの影響を与えていらっしゃるのか。「どのくらいの申請があって、どのくらいが助成金をいただいて、そして読書活動にこういう影響を与えて、こんなプラスになっていますよ」というのがある程度わかるのであれば、教えていただけ

ればと思います。

○事務局

24年度に「子どもゆめ基金」を活用して助成させていただいた団体が、宮城県と仙台市とを合わせて3つございます。団体数で言いますと、2団体です。24年度につきましては、まず財団法人仙台市市民文化事業団。それから、ピーカブーというお話の会さんのほうにも、助成をさせていただいております。

あと、25年度の助成団体も決まっております。宮城県につきましては、地球の学好に助成をさせていただいております。

○佐藤会長

ありがとうございます。

今、国の施策のお話が出たんですけども、たぶん宮城県内ではどうかという話になってくるかと思います。次の議題が、『第二次みやぎ子ども読書活動推進計画』の取組状況について」ということです。前から少し報告はいただいているんですけども、改めて。次の議題、第二次について、宮城県ではどうかということについて入りたいと思います。

資料の3と4になります。時間の関係もありますので、今回は家庭、地域に焦点を当てていただいて、今、話題になった学校での子どもの読書等については、次回の委員会で取り上げさせていただきたいと思います。今日は「家庭、地域における具体的方策」と「公立図書館等における具体的方策」の、今の取組状況についてをお願いしたいと思います。

まず、今の「家庭、地域等」における取組状況について、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは、私から「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」の取組状況につきまして、1点目は取組の主体として、家庭、地域における具体的方策、2点目は公立図書館などにおける具体的な取組方策。どのように取り組んできたのかということについて、大きく2点、ご報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料3をご覧ください。資料3の表紙の裏面になります。こちらに、第二次計画の全体の体系図が掲載されております。計画期間が、平成21年度から25年度までの5年間。これからご報告させていただきます内容は、21年度からの約4年間の取組ということになります。この体系図の一番下に、「推進の担い手」として取組の主体が5つ示されておりますが、本日は5つの中から、左側の家庭と地域、そして公立図書館。県立図書館がどのような取組をしてきたのか。大きく2つについて、報告をさせていただきたいと思います。

併せて、資料4をご覧ください。A3の大きな資料になります。本日も報告をさせていただきます資料4のまとめ方ですが、「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」について、

県としてどのように取り組んできたのかということにつきましては、庁内の関係職員のワーキンググループを組織しております。このワーキングの5月・7月それぞれの取組の報告、そして協議・意見交換の中でどのような取組を行ったのか、その中からどのような課題が出てきたのか。その課題を踏まえて、三次の計画を考えていくときにはどのような柱で、どのような観点で方向性を導きだしていけばいいのかということ、この表にまとめてございます。

表のまとめ方ですけれども、箱で囲んだ部分一つ一つに黒い点を打っていただいておりますけれども、全体としてどのような取組をしたのかという例を挙げ、課題はその中から導きだされたものということです。全体を集約するような形でまとめてございます。今回は一つ一つの取組に対して、課題・方向性というようなまとめ方にはしておりませんので、その点をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、はじめに家庭と地域ということで、ご説明させていただきます。資料3の計画の抜粋をご覧ください。12ページになります。

計画の抜粋資料の12ページには、子ども読書活動の担い手として、家庭、地域がどのような役割を担っていくのかということが書かれてございます。この役割を踏まえて、次の14ページの(2)番に「行政の取組」。この「行政の取組」は、県の取組と市町村の取組と大きく分けてございますけれども、私どものワーキングでは、県の取組として掲げている(イ)(ロ)(ハ)の3つについて、県としてどのような方策を講じてきたのかということについて議論し、課題を導きだしました。資料4にまとめてございますので、資料4のほうをご覧ください。

子ども読書についての家庭の役割ということでは、乳児期に家庭において読み聞かせを行うなど、読書習慣を形成していくためのとても大事な時期という認識に立って、まず親への働きかけ。2番目には、身近な大人や子育てを支援する人たちの読書活動への関わり方。そして、裏面になります。左側、子どもの育ちに関わっているPTA、あるいは子ども会育成会など関係団体。直接子どもと関わる親、2番目には関わっている大人たち、(ハ)として関係団体。大きくこの3つの担い手たちが、どのような取組をしてきたのかということ、まとめております。

真ん中の「取組状況」というところをご覧ください。いくつか絞ってご紹介してまいりたいと思っております。

まず、「乳幼児期の読み聞かせの推進」ということでございます。「家庭教育手帳」は、文部科学省が作っている冊子です。この冊子になります。これが平成10年から作成され、平成20年まで配られておりました。この中には、一番すてきな本はお父さん、お母さんの声で読む本ということで、家庭での読み聞かせの大切さについても触れられております。ただ、冊子の形で配られていた時期は平成20年までということになります。その後、現在は「ホームページにアクセスすることでダウンロードができます」という形になっているという状況でございます。

それから、県独自でお配りしている読み聞かせのパンフレットです。学ぶ土台づくり推進計画ということで、「うちの子の未来学」というパンフレットを今お配りしているということでございます。あるいは、そこに書きましたけれども、県の図書館で新刊の案内を発行するなど、機会をとらえて家庭での読み聞かせがより進むような啓発の資料はお配りしているというところでございます。

「課題」のところでは、こうして機会をみて、あるいは直接家庭にということで、幼児期の読み聞かせの大切さについては冊子やパンフレットでお配りしているところではありますけれども、実際に読み聞かせをすることになった段階で、ではどんな本をこの月齢の子どもに読むのか、どんなふうに読んであげるのかということでは、本当に欲しい情報が伝わっていない状況にあるのではないかとという課題が、ワーキングの中で出されました。

それから、先ほどボランティアさんの活動についてお話がございましたけれども、読み聞かせについても、どんなふうに読んだらいいのか、どの本を読むのかと。実際に子どもと関わって子どもを育てていく親のところに、役に立つ情報が届いているのかと。ボランティアさんの活動状況も含めて、地域の格差があるという課題が出されております。

こうした課題を踏まえて、「三次では」ということで右側に書いてございます。1点目は、実際に読み聞かせをするときに具体的に学べるような方策。親に役に立つ情報というものを、どんな方策で示していくのかということ。2点目は、ブックリストを作成するというのも、考えていくときの一つの柱になるのではないかとということ。そして、3点目です。地域による格差というものを解消するために、県内の各市町村で読み聞かせの講座を実施するときに、もう少し家庭での読書活動が進むような、たとえば親子を対象としたような施策が執れないのかと。今はボランティアさん、地域の担い手の方たちが対象ですが、もちろん地域の方たちですので、お子さんをお持ちの方もいらっしゃいますけれども、そういったところも考えてと。ワーキングではこの3つの方向性について考えているところでございます。

続きまして、(ロ)の関わる方たちということで、子育てサポーター養成講座のことを書いてございます。こちらにつきましても、すべての市町村での開催というところには至っておりません。非常に熱心な子育てサポーターさんの受講があり、その講座を受けられた方が、シェアリングのグループをつくって活動を開始されたとか。たとえば、川崎町の「絵本ママ」といった事例も報告されているところではありますけれども、やはりまだすべてに関わっているというところには至っていない。その格差が問題だと考えております。

続きまして、裏面の関係団体との関わりということでございます。PTA、子ども会育成会、青少年のための宮城県民会議、それぞれ子どもを育てていくに関わっている人たち、長く活動してきた団体でございます。

「PTAとの連携」のところを書いてございますけれども、小学校の学年PTA行事での読み聞かせ、あるいは地域のわらべうたといった活動が行われてきた例はあるけれども、まだまだ全体的に、組織だって働きかけるということには至っていない。活動の基盤は

しっかりしているんだけど、組織同士を結びつけるコーディネーターが不足しているという課題も示されています。

今後の方向性ですけれども、家庭における読書活動推進を呼びかける主体に対して、読書活動の意義の理解促進ということ働きかけていく。そうした方策を示していく必要あるというふうに考えております。

駆け足になりましたけれども、ここまで家庭の親、それから子育てに関わる地域の子育てサポーターの方たちの活動、そしてPTAなど関係団体への働きかけということでまとめております。

続きまして、地域における取組です。こちらは「行政の取組」ということで、(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) まで、5つの施策を掲げてございます。

(イ) のところです。「家庭文庫・地域文庫や読み聞かせボランティアの活動支援」ということで、こちらは協議会のほうですすでにご報告させていただいております地域での読み聞かせ講座のことをまとめてございます。2ページの第2項(2)の(イ)ということ、左から2番目の枠の中に整理させていただいております。平成19年度から24年度まで19の町で実施をし、約600名の方の受講をいただきました。237名の方が、それぞれの町や市で実際に活動されているというご報告をいただいているところございます。

こうした現状の取組を総括してみます。箱の左から3つ目、課題としては、今は県が市町村と共催する形でこの活動に取り組んでおりますけれども、地域、子どもたちにより身近な市町村での直接支援ということも、一つ考えてみる課題ではないか。県としての支援のあり方は、本来どうあるべきなのかということについての整理も必要だという課題が出されております。

2点目としましては、この子どもたちの読書活動に関わっている地域の方々のネットワークが、まだ構築をされていないと課題がございます。地域で子どもたちの読書活動に携わっている方たちのより効果的な活動を導きだしていくために、三次では具体的な方策を示すということも、柱として検討する必要があるのではないかとございます。

3ページの地域の取組の(ロ) (ハ) (ニ) の3つにつきましては、地域で子どもの読書に関わる方たちへの情報、あるいは支援ということでまとめられる取組かと思えます。

まず、(ロ) の「子ども読書活動に関する情報提供」ということでございます。それぞれの団体が、どのような活動をしているのかということにつきましては、実は第二次計画を策定したときに、参考資料としてそれぞれの町、図書館・学校で非常に光る取組をされている団体の例をご紹介します、併せてホームページでご紹介してきたところございます。

ただ、この事例の紹介につきましては、更新が行われていないという課題がございます。三次の策定にあたっては、情報更新をしながら、今活動をしている方たちに新しい活動の情報を届けていけるよう、体制を強化する必要があるということが一つ観点として挙がっております。

それから、県内のボランティア活動、あるいは家庭文庫で読み聞かせをされている方た

ちの状況を調査させていただきまして、表でまとめてございます。ホームページでは、どこの町で、何というグループが、何曜日に、どんな活動をしているということを紹介しています。毎年お調べして、ご紹介しているところでございます。

ただ、課題として挙げましたけれども、今は生涯学習課のホームページで、一覧表の形でリストをご紹介してございますので、もう少し有効に活用していただけるような方策についても、検討していく必要があるというふうに考えております。

(ハ) は図書館での相談ということでございますので、後半の県立図書館の取組のところでまとめてご報告をさせていただきたいと思っております。

3 ページの一番下になります。(ニ) は子どもにとって身近な児童館、あるいは母親クラブという、地域で長く活動されている方たちへの情報提供ということです。そこでは白石市の母親クラブの皆様の活動についてご紹介させていただいておりますけれども、本当に地域で子どもたちのために活動されておられるところに、必要な情報が届いているのか。情報提供のあり方も含めて、活動を支援するような情報とはどのような内容なのか、どのような伝え方をすればいいのか。そういうところが大きなポイントになるということで、課題としてとらえているところでございます。

4 ページ、最後になります。地域での取組の核になるそれぞれの市町村が、自らの市・町・村の子どもたちの読書について、どのような環境を整えて読書活動を進めていくのか、読書計画の策定についてまとめたものでございます。金野班長からも報告がございましたけれども、現在の策定状況をまとめたものでございます。

課題といたしましては、やはり市の策定率と町の策定率に大きな格差があるということ。この格差というものは、たとえば図書館のある町とない町ということとも重なってまいります。子どもの読書環境をどのように整備していくのかということ、計画の中で示していただくということが大きなポイントになってまいりますので、県としましては市町村の策定が進むような具体的な支援策をお示ししていく。役割を具体的に示していくということも、三次の大きなポイントになるというふうに考えております。

以上、家庭、それから地域での取組・課題ということで、報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

主に資料4になりますけれども、今、内馬場さんから、資料3の第二次推進計画に基づいて、どういうふうに取り組んできたかという概況の説明と、その取組状況に対する課題をどうとらえたかということ。ワーキンググループの話し合いの結果を表のようにまとめていただいて、発表していただきました。

資料4の1ページ目は、家庭のことです。(イ) が乳幼児への読み聞かせの推進で、(ロ) が読書習慣形成意義の理解促進を図るための活動。(ハ) が、親、大人です。子どもの環境

整備というところで行う、親たち、PTAとか育成連合会とか、青少年のための宮城県民会議とかいう具体的な団体でどのような取組が行われているかということ。

第2項のほうは地域です。宮城県の取組で、家庭文庫、読み聞かせの問題が（イ）です。（ロ）で、子ども読書活動に関する情報提供の話。（ハ）は相談体制。これは県立図書館とも関わる話なので、あとの公立図書館のところということでした。それから、（ニ）で児童関係等の関係機関、団体等への情報提供の活動の話。3ページ目の（ホ）では、市町村の読書活動推進計画の策定状況について。いまどのような現状にあるかということで、ご報告をいただきました。

大きく家庭と地域という2つの領域での現在までの活動状況と、その考えられる課題を提示していただきました。順番は問いません。家庭、地域のところでご質問等がありましたら、どなたでも積極的に……。では、猪股委員から。

○猪股委員

読み聞かせボランティアについてです。わが町にも読み聞かせボランティアがあって、うちの妻もメンバーになってやっているんですけども、うちの家内が一番くらい若い。あとは、ほとんどが70を超えている。70ぐらいが中心なんです。80になるなんて人もいます。一つは、ここが課題だと思っているんです。若い方がなかなか入ってこないということ。おばあちゃんから読み聞かせされるのもいいんでしょうけれども、もう少し若い方、母親ぐらいの年代の方から読み聞かせしてもらうのも必要なんだろうと思っているんです。

先ほど、岩ヶ崎小学校の例があったような気がします。これはPTAとして読み聞かせをしているのでしょうか。その事例を教えてくださいと思います。岩ヶ崎、2ページの（ハ）のところです。

○佐藤会長

（ハ）の「PTAとの連携」ですね。

○猪股委員

ええ。「小学校などにおける学年PTAの行事等で、読み聞かせや……」とありますけれども、お母さんやお父さんたちが子どもたちに対して読み聞かせをする活動を、PTAとして取り組んでいるのでしょうか。

○事務局

18年の事例になるんですけども、PTAの行事の中で読み聞かせとか地元に伝わる童謡の伝承活動。4年生の学年行事の中で、そういったことを執り行ったという事例になります。

○猪股委員

そうすると、年に1回とか2回とか……。

○事務局

定期的に行っているということではないです。

○佐藤専門監

では、私、栗原にいたので。

私は岩ヶ崎小学校の隣の、鳥矢崎小学校というところにいたんです。同じ栗駒町内、昔の栗駒町なんです。その中には、読み聞かせのボランティアが確かにいらっしやいます。歯医者さんの奥様とか学校の校長先生、退職なさった方。ですから、結構若い方々。40代から70代ぐらいまでの方々。何という名前で活動しているのか、ちょっと忘れてしまったんですが、そういう方々が岩ヶ崎小学校をはじめ、近くの学校に定期的にお邪魔して、読み聞かせのボランティアをしてくださっているというのがございます。

それから、もう一つ。地元伝わるといふ伝承活動といふのは、「たねまき坊主」の唄と踊り。それを伝えている団体の方々がいます。各学年行事に入って行って、子どもたちに教え、運動会なんかで発表するというような取組をやっていることがございました。残念ながら学校が統合してなくなってしまったということで、今の動きはわかりかねるところがありますが、そういった取組をしておりました。

○猪股委員

ちょっといいですか。

なぜ私がそれを聞いたかといいますと、今言ったように、おそらくどこの町の読み聞かせボランティアもかなり高齢化していると思うんですよ。ですから、PTA活動として定期的に、お母さん方が代わりばんこに学校に入って読み聞かせる。自分の子どもだけじゃなくて、クラスみんなに読み聞かせをするような運動を推進していったらいいのではないかと考えていまして、そういう事例があるかどうかと。この岩ヶ崎小学校がそういった事例に匹敵するものなのかどうかということで、お尋ねしたんです。

ですから、PTAの活動といっても、不定期に「学年行事でやりましょう」ではなくて、岩ヶ崎は、ボランティアとして小学校に定期的に行って読み聞かせをしているんでしょうか。PTAのお母さん方も一緒に行って、読み聞かせる。読み聞かせながら、自分も読み聞かせを学ぶと。そういうふうな取組を県として推進していければいいかなというふうに思って、発言させていただきました。

○佐藤副会長

関連して申し上げます。

佐藤専門監さんが「何の会だったかな」というふうにおっしゃいましたが、栗原の「民話の会」などです。黒川郡でも民話のサークルがございまして、そういった方々がかなり積極的に子どもたちへの活動をやっているというケースがございまして。

それから、PTAとしてのという猪股町長さんのご意見です。参考になるかどうかわかりませんが、石巻の開北小学校というところがございまして。ここのPTAの役員さんたちなどが、それぞれ分担し、代わる代わるクラスに入って、子どもたちへの読み聞かせ活動をやっているという例がございまして。

それから、昔、私が矢本に住んでいたころ、「お話の玉手箱」、「はなたば」という言い方もしましたけれども、20代後半から60代の方までおりまして、図書館主催で研修会も何回かやっておりました。何曜日はどこどこ、何曜日はどこどこというふうに、旧矢本町の小中学校の教室に入って、読書活動をお手伝いしたり、お話を聞かせるということをやっておりました。

2例だけ申し上げましたけれども、ほかにもまだあるかもしれません。

○佐藤会長

ありがとうございます。

PTAも含めた学校での読み聞かせ活動の実態は、栗駒町でもあつて、石巻でもあるということです。そういった活動の継続というときには、やはり学校との連携みたいなものが必要になりますね。

○佐藤副会長

それで、猪股委員さんのご指摘は非常に重要だと思うんです。確かに、間違いなく、高齢化しております。次の世代をどう育てるかというのは、どこのところでも大きな話題になっております。

前回の資料とか今回の資料をずっと見直しながら、そういったコーディネーターの養成講座等をどの程度やっているのかが見えませんでした。逆に言うと、今回ここに反映されていなくても、第三次計画の中では重要な提案としてやっていく必要性はあるのではないかと思います。

○佐藤会長

ありがとうございます。

課題のところでもコーディネーターの不足の問題が出ていますし、前回、3月に蔵王町の……。

○事務局

近江さん。

○佐藤会長

ええ。近江さんから報告いただきました。あのとき、社会教育主事をしていた先生がいらっしゃると、学校と公立図書館との連携も図れるし、ボランティアとの連携も図れるというお話がありました。学校で読み聞かせの活動をしていく上では、コーディネーターの役割というのは非常に重要になるかと思います。たぶん、この課題がそれに適応しているのかなと思って見ていました。

ほかに……。

○中地委員

質問ですが、よろしいですか。

資料の3ページの、「子どもの読書活動に関する情報提供」の部分です。民間団体、その他の活動に関して、文庫や団体の活動数の表があって、ホームページで公開されているとあります。

23年度から25年度にかけて、文庫の数が割と増えているようではございますけれども、この辺りはどういうふうな形で増えたのかなと、少々関心を持っております。先ほど高齢化の話題が出ておりましたけれども、文庫もかつて文庫を開いていた方たちが高齢化していて、全国的な傾向として減ってきているのが実情だと聞いていますし、把握しているところです。この宮城県においては増加傾向に入っているようにみえますが、若い方などの文庫参入があるのかどうか。団体も増えてきているようです。ただ、23年度だけが減っている。これは震災その他、何かの特殊事情で減っているだけなのでしょうか。その辺を確認させていただけたらと思います。

○事務局

まず、3ページの表の文庫でございます。この調査は、こちらから郵便で調査票をお送りしてご回答いただくという形になっておりますが、23年度は震災がございまして、ご返信がなかったもの、あるいはお手紙が届かなかったということで、先生のご指摘のとおり、震災の影響が一つあるということをお話しさせていただきたいと思っております。

25年度の数の増加の背景につきましては、23年度は返信しかねたけれども、「24年度に活動を再開しております」「場所は引っ越したけれども、活動を始めました」というようなことで、ご返事をいただいたことが一つ。それから、新聞報道などもございましたが、震災のあとに全国からの支援を受けたということで、塩竈市に「小さな絵本図書館 うみべの文庫」という新しい文庫が開館しております。

それから、ボランティア団体の数でございます。これにつきましては、調査に先だって各市町村の教育委員会に「新しく活動されておられる団体はお有りでしょうか」ということで調査をさせていただいております。先ほどからお話がございまして学校のボランティア

ア活動については、「新しいグループが立ち上がっています」というご報告をいただいていることもありまして、今回は 161 ということでまとめてございます。

以上です。

○中地委員

ありがとうございます。

○佐藤会長

ありがとうございます。

○伊藤委員

大きい資料の 4 ページ、「市町村の子ども読書活動推進計画策定」のところですか。表を見ますと、市の策定率は 92.3%で、町が 33%で、村が 100%とあるんですが、「策定するか否か検討中」とか、「策定の予定はない」があります。1 回目の時、猪股町長さんから「帰ったら言うておく」とありました。「前に生涯学習課長から『まだ作ってませんよ』と言われた」という話を、皆さんの前で言われたのが右上の方向性に入っているんですよ。それはそれなんですけど……。

「第三次では、これをきっかけに働きかけを強化していきたい」というお話でした。これから取組計画の未策定の町について支援するという事なんですけど、年度に入ってから何か働きかけが始まっておられるのか。この表の状況がペンディングされているのか。加美町長さんのほうは検討中になっていますが、「検討されていなくてもいろいろやっておられますよ」というご紹介がありましたよね。だから、そこのところは進んでいるんだとは思っているので、なくてもいいのかなということも感じているんですけど、いかがな状況にあるものなんでしょうか。

○猪股委員

まだ検討中になっています。村田町さんもそうですね。(笑)

実は加美町は、昨年度、職員のプロジェクトチームをつくりました。1 人 1 プロジェクトというのを、昨年度からやっております。組織横断的に 18 のプロジェクト。自分の好きなところに入っていて、いろんな課題を検討していただくと。そして意見をまとめて、町のほうに提案というか、報告していただくというようなことを昨年度からやっております。今年度もやります。

その中の 1 つとして「子どもの読書推進」というプロジェクトがありまして、いろんな提案がありました。具体的にはブックツリーとか。ブックツリーとは、子どもさんが読んだ本の感想をちょっと書いて、張るわけなんです。それが大きな木になっていくということです。そういったことで、具体的に進めているものはあります。ただ、所管が教育委員会

の生涯学習課になるわけで、つくるようには言っておりますが、どうも教育委員会の中では優先順位が低いということで、なかなか進んでいないのが現状です。ただ、そのように、子どもたちの読書を推進するための動きというのはしてはいます。今年度なのか、来年度なのか、できるだけ早くつくっていきたいと思っています。

○鈴木委員

今の発表で、キーワードに「地域間格差」という言葉があります。それは、たとえば地域によって策定が遅れている地域と、そうでない地域があるのか。PTAとかのいわゆる読み聞かせの人たちが、都市部では育ちやすく、郡部ではそうでないのか。たとえば、保護者の意識が、都市部とそうでないところでは違うのか。もっと言えば、私がとても気になるのは、「地域間の格差解消」とあるけれども、都市部の小中学生と郡部の小中学生の不読率はどうなのか。それに対してどう取り組んでいるのか。そういうことがもう少し明らかに出てこない、「地域間格差」という言葉は見えてこないんです。

つまり、今盛んに言われている富裕層とそうでない層とか。お金の差で、読ませたいんだけど、本がないから読めないのかと。私はそうではないと思うけれども、その辺がもう少しまく出てこない、次の10年間をどうするかということが見えてこないのではないかと思います。

「地域間格差」と言われて、私は田舎に住んでいるのであまりいい気持ちはしません。「地域間格差」の課題が何なのかというのがもう少し見えてほしいなという感じが、私はします。

○事務局

今、委員のほうから課題ということでお話があったんですが、県のほうで読み聞かせのボランティア講座というのを実施しております。例年ですと4地域で実施しているんですが、今年度はそれを増やしまして、7地域で行うこととしております。読み聞かせの講座をきっかけに、推進活動の計画策定にも関心を持っていただけるようにということで、あえてこの計画が策定されていない地域に対しての開催を進めているというところです。

その講座を開催するにあたり、なぜ計画の策定が進まないのかということでお話を伺いますと、子どもの読書活動に対して大変高い意識をお持ちで、実際に活動はされているけれども、計画が策定されていないという地域もたくさんございます。ですので、計画が策定されていないということと、子どもの読書活動が十分ではないということとはイコールではないというふうにとらえております。

なぜ策定できないのかといいますと、やはり図書館だけの問題ではない。学校でも、小学校、中学校、高校とそれぞれのステージがありますし、家庭でどうしていくのか、地域でどうしていくのか。それを全町的に調整していかなければいけないというところで、実際にそれに組みたいんだけど、目の前の仕事をやっていてなかなか取り組めない

といったようなお話を伺っております。その辺りが一番現実的な課題ということでありませう。

あと、教育長さんとかトップの方々のご関心が高いと、進みやすいと。中にはそういった率直なご意見もいただいております。

○佐藤会長

ありがとうございます。

確かに、首長さんとか教育長とかの意識の問題もあるかと思えます。それから、地域間格差というと、どうしても都市と都市部以外のところみたいな感じになります。だけど、前の報告でも出ていたように、推進計画が策定されていなくても、団体とかボランティアの活動がすごく盛んなところもたくさんあるわけです。策定されていないから活動していないという意味ではもちろんないわけですが、先ほど質問があったように、地域間格差という内実をどうとらえるかというところが見えてこない、いかにも都市部とそうでないところとか、策定しているところと策定されていないところというふうに結びつけてしまっているように見える。やっぱりその辺はもう少し工夫が必要だろうというご意見でもあったと思えます。

格差と言っても、何を持って格差と言うかということをもう少しとらえる。これから推進計画を立てる上で、もうちょっと厳密に考えないといけないというのは確かにそうだと思います。

ほかに……。

○猪股委員

今の地域間格差の関連です。

県のほうでは、たとえば不読率と図書館のあるなしとか、あるいは読み聞かせボランティアのあるなしとか。そういった相関関係みたいなものは、つかんでいらっしゃるんですか。

○事務局

全体的にどうなのかということで、いま進めているところです。

○猪股委員

やっぱりその辺りをはっきり、現状を明確にしていけないと思えます。

それから、実は私は古高出身なんです、高校時代はまったく読まなかったんです。スポーツをやっていたので、読む本というのは体操の本だけでした。「小説なんて、なぜ空想話を読まなければならない」と。「これがどう自分に役立つんだろう」と。読書の意味を見いだすことができなかったので、まったく本を読まなかったんです。大学ではやむを得ずち

よっと読ませられましたけど……。読んでいたらもうちょっとましになっていたんでしょうけれども、だから私は高校生の不読率というのはあまり心配はしていないんです。

ただ、乳幼児期とか小学生の時期のほうは、大事だと思っているんです。特に親子の触れ合いとか、地域社会の方々との触れ合いという意味から。これから進めていく上では、高校生のことはあまり重点を置かなくてもいいような気がします。むしろ乳幼児から小学生の間に、本を介して親子の絆というか、地域の方々との絆というものをどう深めていくかということ。お子さんの将来もそうだし、地域づくりの上からも、すごく大事なんだろうというふうに思います。

本を読むことによって、賢くなるのかどうかはわかりません。もちろん、お子さんの情操が高まるとかいろいろあるんでしょうけれども、読書というものを地域をつくっていくという別の視点から。特に、これからの高齢化社会は子どもさんたちが支えていく。われわれ団塊の世代も含めて、地域づくりという観点から、読書はどういう役割を果たし得るのかみたいな視点というのは、私は非常に大事なんだろうというふうに思っています。

それと、鈴木先生がおっしゃったように、何のための読書かということなんですよ。本を読めば賢くなるのか、本を読めば精神的に豊かになるのか。私も野山、川で育ったものですから、とにかく山で遊ぶ、川で遊ぶ。センス・オブ・ワンダーみたいな世界で育っているわけですよ。ですから、読書も大事なんですけども、何が目的なのかということを確認した上で、ほかのものと関連づけし読書を推進していくことが、大事なのかなというふうに思っています。

それと、もう一点だけ。加美町はバッハホールというのがあって、音楽に力を入れてきているんですが、最近インターネットで調べていましたら、例の派手派手の志茂田景樹さんのことが出てきました。あの方はもともと読み聞かせをやっていて、彼のグループが、音楽家と一緒にあって読み聞かせをしたりしているみたいなんです。

やっぱり楽しく。音楽だとか、読書だとかいう境目をつくらずに、心豊かになるような活動というものを全体的にやっていく。県は読み聞かせの講師の方の派遣なんかをしているんでしょうけれども、「読み聞かせの講座をやります」ではなくて、何か楽しい催しに県でどんどん派遣していただくとか。何か楽しく……。それがまた地域づくり、地域の活性化につながっていくと思うんですよ。そんなこともぜひ考えていただきたいし、われわれもやっていきたいなと思っています。

あと高校生に関して一つ、具体的に提案させていただきたいと思います。たぶん、前にもどこかで言っていますが、ビブリオバトル。勝負が懸かっていると意欲が引き出されると思いますから。高校生はビブリオバトル甲子園みたいなことをやってはどうかなと。

これは思いつきです。たいして深い話ではありませんが、そんなことでございます。取りとめのないお話で失礼いたしました。

○事務局

ただ今、猪股委員からいろいろご提案をいただきました。何点かあったかと思うんですけれども、まず1点目。

高校時代にほとんど本を読まれなかったというお話をいただいたんですけども、われわれのいろいろな角度からの調査によりますと、やはり幼児期にいかに本に親しむ機会があったか。先ほど読み聞かせという話が出ましたけれども、幼児期に読み聞かせをしてもらって、そこで本に対する興味を持つかどうか。その辺が一番大きなスタート地点になってくるのかなと。そういったことで本の楽しさというものをある程度知っていますので、中学になっても高校になっても、仮に部活が忙しい、友達との付き合いが忙しい、塾通いが忙しいという段階に入っても、本を読まれる機会が増えているんだろうと思っています。

それと、地域づくりというお話も先ほどいただいたかと思いますが、それはおっしゃるとおりです。読み聞かせの段階で、たとえばボランティアさんが学校のほうに行ったり、地域に入られたりとか、いろいろあるかと思っています。確かに、読み聞かせをしてもらう側のメリットがあります。けれども、今の高齢化社会を見ると、逆に訪ねるほうの生涯学習の場でもあると思うんですよね。つまり、たとえば私が小さな子どもさんのところに、読み聞かせのボランティアに行きましたと。そうなってきますと、私自身も自己実現ができるといった側面があるかと思うんです。ですから、一方通行ではない。委員がおっしゃるとおり、その地域の中での生涯学習という観点からも見ていくことができるかなと思っています。

あと、さかのぼりますけれども、先ほどPTAの関係での読み聞かせというお話があったかと思っています。話が脇にそれますけれども、何日か前の日曜日に、松島のほうで県内の義務教育のPTAの会長さんが一堂に介して、研修会がございました。その研修会のテーマというのが、いじめの問題ということです。これまでは、いじめというと学校の問題という観点で見られてきたわけですけども、PTAのほうでも自らいじめ問題に取り組みましょうと。県の義務教育課のほうから講師を呼びまして、朝から晩までかけて徹底的に勉強して、グループトークをしたということがあります。

何が申し上げたいのかといいますと、PTAのほうでもいろんな問題意識を持って、今いろいろ取り組んでいるということがございます。先ほど委員のほうからご意見をいただいた読み聞かせということ、PTAのほうといろいろ協力したらというお話がありました。生涯学習課はPTAのほうのご支援もいろいろやっている課でもございますので、その辺についてはこれからいろいろ話し合いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤会長

ありがとうございました。

地域づくりと読書とか、読書の目的とか、いろんなご指摘がありました。基本的な問題

であると思うんですけど、そういったことも含めて議論をできればというふうに思っております。

○佐藤副会長

やはり生涯学習の本質的なところに迫ってきたなというふうに、お話を伺っていただきました。まさに、地域づくりというのは一人一人が主体的に参加する。個人の自己実現につながる。

ところで、宮城県にはJAを中心とした地域づくりの教育文化活動のひとつに、「あぐりスクール」があります。たとえばJA栗っこですと、50人から70人近くの子ども、それに保護者がついてくる。多いときは200人ぐらいの関係者が集まって、月に1回ずつ、子どもたちの農業体験活動をやっています。

そのとき、関連する家の光の本とか、農協なんかが出している子ども向けの本といったものを一緒に読む。親子で読書の時間をつくりながら、「きょうはヒマワリの種を植えました。じゃあ、ヒマワリっていったいどんなものなの」と。理科の本なんかを使って、一緒に読みながら体験活動をする。その体験活動のお手伝いを、地元の迫桜高校の生徒たちにやってもらう。岩ヶ崎高校とか、若柳の生徒、築館高校の生徒たちが一緒に、体験を共有し、なおかつバックヤードの知識をきちんとするものとしての読書活動もセットでやると。そういうようなことを、ずいぶんやってきていました。

これが非常に盛んなのは、JA栗っこ。鹿島台から田尻まであるJAみどりの、それから、JA仙台でも、少しずつ始めたところですよ。どうしても行政には限界がある。その中で地域住民が自分たちで立ち上がって、それをどう組織化するかといったときのひとつに、JAのような教育文化活動もあるということもお伝えしておきたいなというふうに思っています。

○佐藤会長

ありがとうございました。中地先生、どうぞ。

○中地委員

今のお話を伺いまして、大人にとって意味のある活動というのが、子どもにも楽しいものを提供し、読書活動の推進にもつながるというようなことかなと思ったのですが。

それと関連して先ほどの話に戻っていきますが、子どもころの読み聞かせ体験というのが非常に大事であるというお話、子どもころに読書の力が養われていれば、中学校・高校と段階が上がっても読書をするというお話がありました。これはまさにそうなんです。では、子どもたちに読み聞かせの楽しさを体験させるにはどうしたらよいのかということですが、やはり子どもに読み聞かせをする大人自身が読書を楽しめないと楽しさは伝わらないのではないのでしょうか。これは単に技術の問題ではない。読み聞かせの技術がないか

ら読み聞かせられないというのではなく、たとえば本当に大人が絵本が面白い、楽しいと思っていれば、技術が多少下手だろうと何であろうと提供することはできるし、大人が楽しく提供すれば、それは子どもにとっても楽しい時間になるはずなんだと思います。

そうなりますと、子どもの読書活動の推進は、大人の読書の問題とつながっているといえるでしょう。大人が児童書も楽しめるというような力がないと、子どもの読書は充実していきませんし、子どものときに楽しい経験を持っていないと、大人になって楽しい読書をさらに次の子どもに提供できない、そういう流れがあるように思います。

このように考えると、高校生の読書についても、高校生の発達段階にそくした書物の提供もさることながら、高校生にもたとえば絵本を楽しんでいただくとか、いろいろな機会を提供するとよいのではないのでしょうか。未来の読書をつくっていくための工夫というのが必要なのかなという気がしております。

○猪股委員

1点だけいいですか。

○佐藤会長

じゃあ、1つだけ。もう時間が迫ってきましたので、すいません。

○猪股委員

たびたび、すみません。

私、最近、赤間委員とフェイスブックで友達になったんですけど、ご存じのように、若い方々はフェイスブックを情報発信とか情報収集、あるいはお友達づくりに活用しているんですね。これからフェイスブック等のSNSの活用ということも、検討していく必要があると思うんです。その中で、たとえばお母さん方で「これはとても良い本だったよ」とか、あるいは「こういういいことが書いてあったよ」と。誰がどう発信するかというのは別として、情報を発信していくということがとても大事なんだろうと。興味・関心を持っていただくには、そういったものも使いながら情報発信をしていく必要があるのではないかと。そんなことを付け加えさせていただきます。

○佐藤会長

ありがとうございます。

だんだん話が発展してきて、たぶんそろそろうずうずしてきた方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、子どもだけじゃなくて、若者も、大人も、みんなが読書そのものを楽しむということをしないと、一生懸命子どもだけに推進してもだめ。高校生だけに推進してもだめ。最後に言ったように、いまはいろんな手段を使えることも考えなければいけないですね。

そういったことも含めて、読書の推進をどうしていくかということの全体をとらえていく必要がある。今日はだいぶ重要な発言が出てきたと思いますので、今日の意見を参考にしながら考えていければといいかなと思います。

時間がなくなってきました。先に進んでいただいて、またあとでご意見を伺いたいと思います。

次に、公立図書館等における現状の取組と課題というところで、ご説明をお願いしたいと思います。すいません、できるだけ手短かに。

○事務局

それでは、資料4の4ページをご覧ください。公立図書館における具体的な方策ということで、宮城県の取組、県立図書館の取組についてご報告をさせていただきます。

取組として8項目挙げておりますけれども、大きくは2つの柱でまとめることができようかと思えます。

市町村図書館とは異なる、県立図書館ならではの子ども読書に関わる方策ということが1つでございます。4ページの(イ)のところに書きましたけれども、具体的には図書館未設置、まだ図書館が設置されていない町や村に対する支援ということです。第二次計画の中では、平成22年に柴田町の図書館が開館しておりますけれども、現在、県の図書館では新館の建設、あるいは震災のあとの復旧活動に、県立図書館から委員を派遣してほしいという依頼があった場合には対応する。あるいは、日々の業務の運営の中で、システムの相談とか利用者の相談などに細かく応じる中で支援をしていくという体制を、配置されております司書職を中心に行っております。

なお、情報ネットワークシステムということで、MY-NETが市町村とつながっております。県の図書館と市町村との情報交換のツールとして、35の市町村に今年度つながったというところでございます。

次にまいります。5ページをご覧ください。県立図書館ならではの取組ということでは、児童資料に関わる専任司書を置くことができるということがございます。資料を知り、利用者を知る。大人とは異なって、自分ではどんな本を探したらいいのかわからない。小学生になればお話ができるかと思えますが、そういった子どもたちと本をつないでいくという、高い専門性が求められる仕事になります。児童室専任ということで、この仕事をさせていただきます。県立図書館では、いまそのような体制で取り組ませていただいているところです。

(ハ)のところには、実際にどんな活動をしているかということで、項目をたくさん挙げてございます。県立図書館としていま最も取り組んでいることは、下のほうにございます。箱の左から2つ目の、黒丸の下から3つ目です。レファレンスサービス、利用者の方からさまざまなご質問をいただき、どのような資料を使ってその問題を解決していくのか。あるいは、どのようなご本をお探しになっているのかということに、きめ細かく対応をさ

せていただいているところでございます。図書館からのワーキングメンバーの言葉は、黒ポツの下から2つ目です。「保護者や子ども読書支援に関わる方からの資料に関する相談について、スムーズに資料紹介やアドバイスができるように努めている」ということです。

ただ、大きな課題がございます。一番下の黒ポツです。県立図書館には児童サービスに関わる部屋が2つございます。1つは、一般の利用者の方がお入りになる子ども図書室。もう1つはバックヤードになりますけれども、児童資料研究・相談室。子どもの本の選書、あるいは読書のあり方などの資料、情報相談を専門にしていこうという部屋がございます。平成10年に紫山の図書館がオープンしたときに、直接サービスと相談機能という2つの機能になって、この部屋もスタートいたしました。現在、この児童資料研究・相談室につきましては、十分な活動をできかねていると。非常に重い課題を、今抱えております。図書館自身で図書館のサービス計画を定めて、今年度から取り組んでおりますので、この児童資料研究・相談室の活用について、県立図書館として具体的にどのように県域全体にサービスを展開していくのかということ、今検討しているということが大きな課題でございます。

ここまでの、県立図書館ならではのところでございます。

最後に6ページをご覧ください。県立図書館として県域全体のサービスを進めていくためのパートナー、連携をどのように進めていくのかということで、(ニ)から(チ)まで5つの項目で書いてございます。障害のある子どもさんたちへのサービスは、(ニ)の専門に担ってきた旧点字図書館との連携。(ホ)のところでは、ボランティアの皆さんとの連携について。そして(ヘ)は、連携のパートナーの図書館、公民館図書室との連携ということです。その(ヘ)のところに書かせていただいておりますけれども、震災のあとは特にということで、県の図書館が地域のニーズをお聞きして、女川町あるいは名取市、東松島町のサマーサンタクロース作戦という、学校図書館の古くなった資料を整理して、新しい本を入れるという仕事を、県の図書館、県立高等学校の司書の皆さん、全国からおいでいただいた皆さん、大学からの方にもご協力をいただいております。

それから、光りをそそぐ交付金が出されたときに、県立図書館としては「学サポセット」という、学校で使っていただくための本のセットを準備しました。それがこの計画期間での新しい取組ですけれども、なかなか浸透していません。今年度の利用は、まだ2つの町からの貸し出しニーズがあっただけ。ここをどんなふうに皆さんに使っていただけるかということで、課題を持っているという報告がありました。

最後の(ト)と(ニ)でございます。読書についてさまざまなきっかけをつくっていくということでは、県立図書館は文化財資料を持っています。『源氏物語』や『吾輩は猫である』の初版本のレプリカを持っておりまして、高等学校の古典の授業や国語の授業で使っていただいたこともございますけれども、継続的に、高等学校あるいは町の図書館さんからも貸し出しのご要望をいただいております。右側の「方向性」というところで書きましたけれども、古典、ふるさとの文化を伝える遺伝子を持った複製資料など、県の図書館が持

っているものを有効に使っていただきたいというところが一つ。

そして、(チ)のところには紙芝居資料のこと。美術館さんで4月に原画展がございましたけれども、出会いのきっかけになったり、心を揺さぶられて「もう一度本を読んでみよう」と子どもたちが手を伸ばすような、そういう機会を計画し、意図的に具体策を示していつてはどうかということが三次の方向性として示されているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。

公立図書館、特に県立図書館の取組状況が今どういう課題になっているかというところで、ご報告を受けました。県立図書館は本当に非常に重要ですので、たぶんいろいろご意見等が出るのではないかと思います。ただ、もうすでに残り時間が5分を切ってしまいました。大変申し訳ないんですけども、今の公立図書館については、次回、意見を伺うことにします。

次回、学校のことを付け足したものが出ますよね。

○事務局

はい、出ます。

○佐藤会長

今回は学校の部分が抜けていますけれども、その部分が付け加わったものがまた出るかと思います。今日、公立図書館、特に県立図書館の取組状況等については報告だけを聞いて、先生方からのご意見は次回伺いたいと思います。

もう、言いたくて仕方がない方もいらっしゃるみたいです。たくさん出てくるかと思えますので、最後に幸也先生に……。

○佐藤副会長

申し訳ありません、貴重な時間をいただきます。

前回及び前々回、県図書館の重点事項の説明がありました。そのときに、宮城県の読書活動の推進は生涯学習であるとともに、何が注目を集めるかといえば、震災後どうやって地域を立て直して、どうやって私たちの豊かな社会生活をつくり上げていくかということであると。それ以外にも、『宮城県の生涯学習』の18ページの「図書館の重点事項」に、「今年度は震災の復興に取組、うんぬん」というのがある。2カ所にわたって重点事項が詳しく書かれているわけです。

これは、ある意味では子どもの協力的なシーズをつくり上げていく重要なポイントです。この「取組状況」だと、三次の方向性の中にその文言が盛り込めていないのが心配だなと

思っています。次回、学校教育との整合性の中で、これは入れ込んでいただければと思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。

確かにそうですね。震災後の子どもの教育も含めて、読書推進にあたって宮城県としていったいどういうことをやっていかなければいけないかと。推進活動の中での位置づけが必要だろうということで、前回の議論でもお話が出たと思います。今日の中ではあまりそれが出てきていないので、県図書館としての今後の取組の課題の中にどういうふうにそれが盛り込まれるのかという形も出ます。少し、ワークショップでの話を出していただければいいかなというふうに思います。たぶん、先生方のご意見がいろいろあったかと思えますので、それをよろしくお願ひしたいと思ひます。

「今日、言っておかないとだめだ！」というのがありますか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○鈴木委員

ちょっとだけいいですか。

この推進計画の原点に立ちかえりつつ考えるべきだと思います。その原点は計画の目標にあるんですよね。それは2つあります。「すべての子どもが本を読みたいと思ったときに」とあるのは、結局、本を読みたくなるようにするのに、今私たちが何をやっているかということが一つ目。「読みたいときに読める環境にあるか」というのが次にあるけれども、それは整備をどのように進めればいいのかというのが二つ目です。

この目標に向かってこういうことをやっていて、ここはできているけれども、ここはできていないというまとめにしないと、すごく網羅的になると思います。目標に向かって、何がどのように進んでいて、今後どのようにするのかを明確にすべきだと思います。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

確かに第二次でも、計画の目標とそのために何が実現されるべきかという具体的な方策、それに対してどういうふうに推進するかという基本的な方策。ちょうど裏のページに出ていますけれども、これに照らしてどうかということ、目標に対してどこまで迫れたのか、迫れていないのかという辺りの整理がもう少しほしいと。作っている側としては、一応そういうつもりでとらえてはいると思うんですけど、具体的な取組と具体的な課題だけになってきている。どうもそこが見えてこないというのは、確かに鈴木委員のおっしゃるとおりのところもある。その辺の示し方。たぶん、次の学校教育が終わったところでまた全体の議論になると思うので、そのときに、この計画の目標に対して具体的な取組はどこまで

達成できていて、読書推進の施策として課題達成はどういうものであって、宮城県としては読書というのをこう考えるという辺りも、少し議論できればいいかなというふうに思いました。その辺もまた次で。

次の議題に今後の進め方について、スケジュールについてもありますので、次の議題のほうをお願いいたします。(3)の策定スケジュールについて。

○事務局

それでは、三次の今後のスケジュールということで、ご説明させていただきます。資料5のほうをお手元にご準備いただければと思います。

本日は25年度の第1回審議会ということで、県が二次計画の中でどう取り組んできて、課題が何で、それをさらにどう反映させていくのかということ、学校を除いた部分で委員の皆様のご意見をいただいたところです。

この続きは9月の末、議会等の関係もございまして、10月の初めくらいになるかもしれません。先ほど委員の皆様からご指摘がありましたように、三次計画での一番のポイントは、東日本大震災を受けて、読書を通じて子どもの心をどうケアしていくのか。いろいろありますが、それをこの三次計画の中にどのように盛り込んでいくのかということ、ご意見をいただくということになります。その辺りの素案も、次回には示していきたいということで考えております。

なお、計画の目標にあるとおり、この計画を達成するためにどういうことができ、何ができているのかというのがまだ全然整理されておられません。ここも非常に大きなポイントですので、こちらについても次回議論していただけるように、整理をしていきたいと思っております。

加えて、資料についても事前に配付させていただいて、十分に目を通していただけるように進めていきたいと思っております。

それらを踏まえまして、11月に中間審議。それから、年が明けて最終審議ということで、3月に教育委員会答申という形で進めさせていただきたいと思っております。

そこに至るまでに、庁内の関係課でワーキングというものを設置しております。全部で6回、ワーキングを開きます。そこでの意見等を踏まえて、委員の皆様にご議論いただく準備を進めていくこととなります。

さらに、庁内だけではなく、民間団体とか幼稚園・保育所、公立図書館等の関係者の皆様で構成する、「みやぎ子ども読書活動推進に関する意見交換会」というものがございます。これにつきましては、第1回と第2回。1回につきましては中間審議の前に、2回につきましては最終の前ということ、外部の方のご意見をさらにいただいて、中間案なり最終案のほうに盛り込んでいきたいと考えております。

さらに、市町村の方へのヒアリングということ。いま現在も業務に合わせて行っているところですが、これもまた市町村さんの実態といったものを十分に把握している

ころではございません。それらについても把握した上で情報をご提供し、ご意見をいただきたいということで考えております。

さらに、一般の方からのご意見ということで、パブリックコメントについては、中間案が出来上がった段階で1カ月ほど期間を取りまして、県民の皆様のご意見を頂戴し、最終案につなげていくということで、進めていくことにしております。

以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今後の策定スケジュールについて、審議会と庁内ワーキング、それから民間団体の人たちに集まってもらっている意見交換会と、市町村ヒアリング、パブリックコメント。今、5つの側面での状況というのを報告いただきました。

次が、9月末か10月ということです。今日もだいぶ議論が出ましたが、次回は公民館、学校に関わることなので、たぶんいろんな意見が出ると思います。この審議会、これだけの会議で十分な審議ができるかどうかというのは、僕も少し危うく考えておまして、できればどこかで1回くらい臨時の審議会を設けて、少し議論を煮詰めさせたほうがいいかなと思っています。みやぎ子ども読書推進活動に関する意見交換会が8月と10月にありますけれども、それらでどんな意見が出たかということをお僕らも踏まえる必要があるかと思っておりますので、秋口かパブリックコメントの間ぐらいに、もう1回くらい審議会を開ければいいかなと思っておりました。事務局のほうと相談しますけれども、これ以外に1回くらい臨時で入れていただくかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

はい、どうぞ。

○五十嵐委員

そのパブリックコメントについてなんですけれども、前々回でしたでしょうか、私の記憶ではパブリックコメントをどのように設けていらっしゃるかというご説明のあとで、実際にそれに対してどれくらいの反応を得ているのかという質問がありました。前回、それに答えてくださるのかなと思ったら、バタバタとすることでご回答がなかったものですから……。

審議会も大事ですけれども、いま伺っていて、意見交換会とかヒアリングとか、素晴らしいことをしていただけるんだなと。ボトムアップの体制というのにも努力していただいているんだなというのはわかるんですけれども、一般の、交換会には出て来ないけれどもという方たちがどんどん意見を寄せられるような、そういうものをしっかりと吸収していきけるような仕組みというのをしっかりつくっていただきたいので……。

前々回、兼平委員のから出たと思うんですけれども、「どのくらいのコメントがありましたか」ということに対する回答のほうはどうなっていますでしょうか。

○佐藤会長

それは、第二次を作ったときのパブリックコメントですよ。

○五十嵐委員

第二次についてどうというのではなくて、パブリックコメントの質を確保しないと、ここにこうやって並べてもどのくらいの機能を果たしているのかという問題になりますので……。

○事務局

実際、パブリックコメントがどの程度機能されているのか、とのお尋ねだと思います。率直に申し上げますと、二次の計画のときは、パブリックコメントに寄せられたご意見というのはありませんでした。そういった状況も踏まえて、意見交換会とかに反映されないものをどういう形で入れ込んでいくかということも、パブリックコメントのあり方についてと併せて検討していきたいと思います。

○事務局

非常に大切なご提案だと思いました。パブリックコメントの一般的な県のやり方というのが、ホームページに載せて、「意見はありませんか」と。そういう手法を採っています。したがって、興味がある方はそういったものを見るんですけども、だいたいの方は見られないと。つまり、このパブリックコメントをしていることすら知らないというのが、ほとんどかと思っています。

県のルールで今回も当然そういったこともやりますけれども、それに加えて、たとえば市町村のほうでいろいろな活動に取り組んでいらっしゃる方もいるかと思っていますので、そういった方々に何かご意見を寄せていただけるようなお知らせ、「今こういったことをやっているんで、ご覧いただいて、ぜひご意見をお聞かせ願えませんか」と。市町村のほうのご協力もいただきながら、そういうものをできるだけやっていきたいなと思っております。

○五十嵐委員

パブリックコメントに検索でたどり着くというのは、よほどの目的意識を持った方でないとなかなかしないと思うんです。

私はもともと宮城県の図書館を活用させていただいていたんですけども、この春からボランティアにも登録させていただいて、何回も出入りしています。そこでのパブリックコメントの求め方は、たとえば1階の受付の脇にある小さな机の上に、これと同じくらい大きさの紙に小さく印刷されたものが、チョコッと置いてあるだけだったりするんです。

大変立派な図書館で、きれいで大きな壁がいっぱいあります。掲示板もまだ空いているところがあります。レストランのメニューだって、そこに大きなカレンダー大で大きく掲げているのに、すごく残念だなと思うことが多い。そういったところから地道に、使えるものはどんどん使う。パブリックコメントを積極的に求めるという姿勢が、問われていると思います。

以上です。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

どうしたらパブリックコメントが得られるか。それについては、求めるだけじゃなくて、求め方の問題もいろいろあるんだと思います。現状も批判的に検討しつつ、次の推進計画に向けてパブリックコメントがたくさん集まるような仕組みをつくっていければいいかなと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

では、だいぶ時間が過ぎてしまいました。申し訳ありません。以上で、きょう用意されている議事の半分は終わりました。公立図書館の件だけは次回に延ばしますので、そこだけよろしくをお願いしたいと思います。

では、以上で議事のほうは終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○司会

どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから……。

○事務局

本日は長時間にわたり、ありがとうございます。

次回ですけれども、今回、図書館の件が持ち越されたということもありまして、会場を宮城県図書館に移して審議会を進めていきたいということの一つ考えております。それから協議していただく案件も、本日のものが次回にということがありますので、2時間ではなく、3時間あるいは4時間という形で、お時間を少し多めに取っていただくことになるかと思います。

そのような方向で開くことを検討させていただくということで、いかがでしょうか。

○佐藤会長

いいと思います。県立図書館にはぜひ行って、皆さんで見たいと思いますし、時間も、方向を聞いて審議をするのに2時間ではちょっと短いと思います。だから、許されるのであれば、3時間とか取っていただいてもいいかと思います。

○事務局

図書館のほうで見ていただきたいところもございますので、そのような形で。場所は図書館ということと、時間を少し多めに取っていただくということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会

では、今回はそのような方向でご案内を差し上げたいと思いますので、その際はどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

ほかに委員の皆様から何か、この場でご質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何もなければ、これで審議会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたりご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして、第1回宮城県生涯学習審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。